

地域密着型通所介護事業運営規程

有限会社 ゆりかご

宅幼老所 ゆりかご

第1条（事業の目的）

有限会社ゆりかごが運営する（宅幼老所）地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、要介護又は要支援の状態となった高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

職員は、高齢者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練（運動機能向上サービス）を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、市、居宅介護支援（介護予防支援）事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所とする。

第3条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（介護職員、生活相談員兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 事務局職員 1名（兼務）

事務局職員は、必要な事務を行う。

- ③ 生活相談員 1名以上（介護職員兼務）

生活相談員は、利用申込みに係わる調整、通所介護計画の作成等を行なうとともに、自ら通所介護の提供に当たるものとする。

- ④ 看護師 1名以上（介護職員、機能訓練等指導員兼務）

看護師は、通所介護事業の提供に当たるものとする。

- ⑤ 介護員 1名以上

介護員は、通所介護事業の提供に当たるものとする。

- ⑥ 機能訓練等指導員 1名以上（看護師兼務）

機能訓練等指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- ⑦ 調理員 1名以上

調理員は、利用者の昼食の調理を行う。

- ⑧ 運転手 1名以上（兼務）

運転手は、利用者の送迎を行う。

第4条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１） 営業日 日曜日～土曜日 （週 7 日）
 （但し、12月31日～1月2日までを除く）
- （２） 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
 サービス提供時間 午前9時～午後4時15分まで（時間内での短縮可）
 （但し、延長の場合は18時30分までとする。）

第5条（通所介護事業の定員）

地域密着型通所介護事業の定員は15名とする。

第6条（事業の内容及び利用料金等）

事業の内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、利用者から利用者負担分の支払いを受ける。なお、利用者負担分の支払いは、有限会社ゆりかごが指定した方法によるものとする。

- （１） 生活相談（相談援助等）
- （２） 機能訓練等（日常動作訓練）
- （３） 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- （４） 健康状態の確認
- （５） 送迎サービス、給食サービス、入浴サービス、機能訓練等のサービス

2 前項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

- （１） 食事を提供する費用 実費
- （２） おむつ代 実費
- （３） 上記のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担頂くのが適当と認められる費用 実費

3 次条に定める事業の実施地域を越えて行う場合に要した送迎代及び交通費は、実施地域を越えた区域より計測して1km当たり30円の往復分で清算した額を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章（契約書等）で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名押印を受けることとする。

第7条（事業の実施地域）

通常の事業実施地域は、飯山市とする。ただし、事情がある場合は、この限りではない。

第8条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者に対し適切な事業を提供するために、食堂、機能訓練室等や、施設内の各設備の使用等について、利用に際しての注意事項を掲示する。

第9条（緊急時等における対応方法）

職員は、地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに契約時等に定めた、家族や主治医、又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第 10 条（非常災害対策）

非常災害に際して消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に基づく計画を策定するとともに避難、救助訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

第 11 条（秘密保持）

- （1）本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- （2）従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

第 12 条（その他）

有限会社ゆりかごは、職員の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとする。また、業務体制を整備する。

- （1）新任研修 採用後 3 ヶ月以内
- （2）継続研修 年 2 回以上

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

更 新

- この規程は、平成 18 年 11 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、平成 22 年 8 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、平成 22 年 11 月 15 日より更新・変更する。
- この規程は、平成 24 年 3 月 15 日より更新・変更する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、平成 25 年 5 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、令和 5 年 1 月 1 日より更新・変更する。
- この規程は、令和 5 年 8 月 1 日より更新・変更する。